

孫の顔が  
いつでも見られるし、  
万が一のときも  
安心♪

5年間

5%

減額！

忙しいときに  
子供の面倒を  
見てもらえて  
助かるわ♪

「近居割」実施中！！

子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地  
もしくは、UR都市機構が定めたエリア内の住宅<sup>(※1)</sup>のいずれかに近居することとなった場合  
新しくご入居いただく世帯の家賃を5年間5%<sup>(※2)</sup>減額します！！

詳しくはお近くの  
UR営業窓口へ！！

#### 世帯要件

- ★高齢者（満60歳以上の方）がいる世帯
- ★子ども（同居する18歳未満の子、妊娠中を含む）がいる世帯
- ★障がい者（4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方）がいる世帯

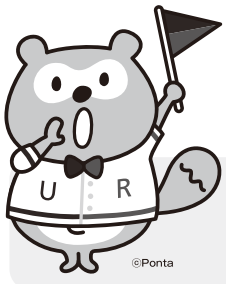
#### 支援世帯

- ★子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族がいる世帯

#### 注意事項

- ※1 UR都市機構が定めたエリア内の住宅とは、UR賃貸住宅を含むあらゆる住宅となります。
- ※2 減額期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居の成立が必要で、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納している場合は家賃の減額は適用されません。また、毎年1回近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、減額を終了します。
- \*一部対象外となる団地や住戸があります。

## 毎月の家賃のお支払いでPontaポイントがたまる！



### 「URでPonta」お申込み受付中

家賃500円ごとに  
1Pontaポイントがたまる<sup>※1</sup>

たまったPontaポイントは  
Ponta提携店舗でつかえる！<sup>※2</sup>

家賃のお支払いはこれを機会に便利な口座振替をご利用ください。●正しくご登録が完了した月の翌々月の家賃のお支払いからPontaポイント加算の対象となります。●お申込みいただける方は、個人のUR賃貸住宅の借主（契約名義人）です。法人契約は対象外です。

「URでPonta（ポント）」の  
詳細またはお申込みはこちら

<https://ponta-ur.jp>



申込書は団地管理サービス事務所、  
各住まいセンター等でも  
お渡ししております。

※1 Pontaポイントの加算は口座振替または一時払いによる家賃のお支払いに限ります。敷金、共益費、駐車場利用料など家賃以外のお支払いに対してはPontaポイントは加算されません。 ※2 家賃のお支払いなどUR都市機構でPontaポイントのご利用はできません。

## 知っていますか？見守りサービス

見守りサービスは、UR都市機構パートナー事業者：立山科学工業（株）が住宅内に設置する安否センサーからの安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。詳しくは住まいセンター等で配布する「見守りサービス利用規程」をご覧ください。

### UR「見守りサービス」

見守り機器で日常生活を検知。異常を検知した場合、立山科学工業（株）の「コールセンター」からお客様・緊急連絡先にご連絡をするサービスです。



何らかの事情で動けない

一定時間動きがない場合

自動的にコールセンターに  
通報が行われます

他人事ではない！  
住戸内事故・けが



料金 月額 900円（税抜） ・初期費用（事務手数料・機器設置代）として6,590円（税抜）が別途必要です。  
・約3年に1回の電池交換が必要となり、別途料金が必要です。（2,400円（税抜）/3台）

詳細は、下記住まいセンターまでお問合せください。

#### お客様の声

- 他社と比べて安価で、ボタンを押すなどの操作が必要ないため、申し込みました。
- 団地内で救急搬送等を見て、心配になり申し込みました。
- 夫婦二人暮らしですが、妻の体の具合が悪いため自分に万一があった時に第三者に気づいてもらえるよう入っておこうと思いました。
- 風邪で昼11時頃まで寝ていたら、（動きを感知できなかったため）コールセンターから電話があった。こんなにも注意深く状況を確認してくれて大変感激した。友人にも紹介したい。

## 高齢者等の方が ご利用できる相談窓口

UR都市機構では、安心して暮らしていただくために、下記窓口を設置しています。

### 住まいセンター等 「高齢者等相談員」「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、下記相談等を受け付ける他、一部団地では、定期的に団地を巡回し、相談等を受け付ける「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。また、一部団地管理サービス事務所に同様の案内や相談を受け付ける「生活支援アドバイザー」を配置しています。

#### 主な相談内容

- ・UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援する制度の案内・相談
- ・公営住宅窓口の案内
- ・行政の福祉窓口の案内（生活保護・生活困窮者支援相談窓口を含む）
- ・見守りサービスや生活関連情報の提供

【問合せ先】下記住まいセンターにお問合せください。

#### お問合せ先

|    |            |               |
|----|------------|---------------|
| 東京 | 東京東住まいセンター | ☎03-5600-0811 |
|    | 北多摩住まいセンター | ☎042-521-1341 |
|    | 東京北住まいセンター | ☎03-5954-4611 |
|    | 南多摩住まいセンター | ☎042-373-1711 |
|    | 東京南住まいセンター | ☎03-5427-5960 |
|    | 城北住まいセンター  | ☎03-3842-4611 |
| 千葉 | 千葉住まいセンター  | ☎043-311-1212 |
|    | 千葉西住まいセンター | ☎047-474-1191 |
|    | 千葉北住まいセンター | ☎04-7197-5700 |

●営業時間／月曜日～土曜日（9：15～17：40）（北海道住まいセンターを除く）

●休業日／日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

※見守りサービスは、お客様の救助や救命を約束するものではありません。

※見守りサービスは、UR賃貸住宅の借主の方ならどなたでもお申込みできます（一部、サービスを提供できない住宅がありますのでご了承ください）。

注：3ページ記載の地域を除く

|     |             |               |
|-----|-------------|---------------|
| 埼玉  | 東埼玉住まいセンター  | ☎048-941-5311 |
|     | 浦和住まいセンター   | ☎048-711-7150 |
|     | 西埼玉住まいセンター  | ☎049-263-2111 |
|     | 横浜住まいセンター   | ☎045-312-1131 |
| 神奈川 | 神奈川西住まいセンター | ☎0466-26-3110 |
|     | 横浜南住まいセンター  | ☎045-835-0061 |
|     | 名古屋住まいセンター  | ☎052-332-6711 |
| 中部注 | 大曽根住まいセンター  | ☎052-723-1711 |

|                   |                 |               |
|-------------------|-----------------|---------------|
| 関西注               | 千里住まいセンター       | ☎06-6871-0515 |
|                   | 大阪住まいセンター       | ☎06-6968-4455 |
|                   | 泉北住まいセンター       | ☎072-297-5444 |
|                   | 平成30年8月13日(月)から | ☎072-276-7123 |
|                   | 阪神住まいセンター       | ☎06-6419-4522 |
|                   | 兵庫住まいセンター       | ☎078-242-2791 |
| 九州注               | 京都住まいセンター       | ☎075-256-3663 |
|                   | 奈良住まいセンター       | ☎0742-71-2401 |
|                   | 福岡住まいセンター       | ☎092-433-8123 |
| 北海道注              | 北九州住まいセンター      | ☎093-561-3134 |
|                   | 北海道住まいセンター      | ☎011-261-9277 |
| (営業時間 9：00～17：25) |                 |               |